

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

別表中「奈良交通株式会社取締役自動車事業本部副本部長」を  
「奈良交通株式会社取締役自動車事業本部長」に改める。

附 則

この規約は、平成22年1月19日から施行する。